

甲斐市景観審議会の記録

【令和3年度第1回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：令和4年3月7日（月）午後2時～4時

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次 第

○甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式

1. 開式
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式

○令和3年度第1回甲斐市景観審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 役員選任（会長、副会長）
5. 会長あいさつ
6. 諮問

景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設（バイオマス発電施設）

7. 案件

(1)景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設（バイオマス発電施設）について

(2)景観重要樹木の指定における進捗状況について

8. その他
9. 閉会

□配布資料

○景観審議会資料

1. 次第
2. 委員名簿
3. 景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設に伴う説明資料
 - ・景観形成地域における基準の説明資料（資料①）
 - ・甲斐市バイオマス産業都市構想の説明資料（資料②）
 - ・事業者（グリーン・サーマル(株)）からの説明資料（資料③）
 - ・眺望景観についての報告資料（資料①）
4. 景観重要樹木の指定に伴う説明資料
5. 景観重要樹木の指定に伴う参考資料

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 堀内 克一
- 雨宮 正典
- 中澤 憲雄
- 藤森 一浩

3号委員

- 小宮山 敏春
- 野口 賢司
- 立澤 真一
- 武藤 洋一

2号委員

- 大山 勲
- 新津 健

○田辺 泰明

○田中 陽子

4号委員

- 濱谷 健太
- 蛸原 秀典
- 薬袋 光宏

◆事務局

- 都市建設部 部長 齊藤 一己
- 都市計画課 課長 大木 康
- 都市計画課 まちづくり推進係 渡辺 充
- 都市計画課 まちづくり推進係 小田切 勇人
- 都市計画課 まちづくり推進係 三井 里紗

- 環境課 課長 酒井 厚志
- 環境課 バイオマス推進係 藤田 充

◆事業者

- グリーン・サーマル(株) 下野 文治郎
- グリーン・サーマル(株) 佐藤 祐源

2. 発言要旨

○甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式

1. 開式
2. 委嘱状交付
 - 保坂市長から各委員へ委嘱状及び任命書を交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式

○令和3年度第1回景観審議会

1. 開会
 - ・本日の審議会は、委員総数15名のうち12名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市景観条例施行規則第33条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。また、甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催となる。
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 役員選任（会長、副会長）
 - 会長に大山勲委員、副会長に新津健委員を選任
5. 会長あいさつ
6. 諮問
 - 保坂市長から大山会長へ諮問書を手交
7. 案件
(事務局)
 - ・景観審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は大山会長にお願いする。
(議長)
 - ・これより案件の説明者として、甲斐市景観条例施行規則第33条第4項の規定に基づき、発電所建設事業者を代表してグリーン・サーマル株式会社及び甲斐市の木質バイオマス発電事業を担当する生活環境部環境課から説明を求める必要があるため、担当者は会場への入室をお願いする。
【グリーン・サーマル(株)2名、環境課職員2名 入室】
 - ・案件(1)の景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設（バイオマス発電施設）について、事務局が

ら順番に説明をお願いする。資料①, ②, ③とあるので、まとめて説明をお願いする。

(説明：事務局)

- 「景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設（バイオマス発電施設）について」（資料①）の説明資料をもとに諮問案件として審議を求める理由（事前協議申請書の提出と景観形成地域における基準）について説明

(説明：環境課)

- 「甲斐市バイオマス産業都市構想について」（資料②）の説明資料をもとに事業内容について説明

(説明：事業者)

- 「甲斐双葉発電所建設に関する景観への影響」（資料③）の説明資料をもとに発電所建設計画の概要（高さや色彩等）について説明

(議長)

- ・本審議会にかけなければならない理由、事業内容、具体的な発電所の内容についての説明が終了した。事業者から実際にどんなふうに見えるかという説明もあったが、引き続き事務局から眺望景観に与える影響について、検証結果の報告をお願いする。また、マンセル値の説明も併せてお願いする。

(説明：事務局)

- 「景観形成基準不適合建築物及び工作物の建設（バイオマス発電施設）について」（資料①）の説明資料をもとに建設予定地周辺の景観拠点からの眺望について報告

- 色見本を回覧

(議長)

- ・全体の説明が終了したので、皆様からご質問やご意見を伺いたいが、いかがか。

(委員)

- ・景観の問題に入る前に、事業について教えてもらいたい点が2つある。
- ・バイオマスとは、日本語だと何と言うのか。
- ・発電量について、資料②と資料③で数値と計算式が書いてあり、数字を並べられると理屈が通っているように思ってしまうが、2つの資料の数値を見比べると計算が合わない気がするが、いかがか。また、一般家庭13,000世帯分となると、甲斐市の全世帯数の何割くらいを賄うことができるのか。

(事業者)

- ・バイオマスとは、バイオは有機的な資源のことで、マスは量のことである。化石燃料を除いた有機的な資源の量のことを業界としてバイオマスと呼んでおり、バイオマス発電所とは、生物由来の燃料を用いた発電設備とご理解いただければと思う。
- ・数値に関しては、1時間で6,950kWを発電するが、東京電力の送電網に乗せる前にファンなど設備内の動力で電力を食ってしまうので、数値が異なっている。

(委員)

- ・この事業で使う木材は、北の方の荒れた木を使うということが大前提だとは思いますが、いずれ底をつくと考えられるが、どのくらいの期間で考えたらいいのか。

(事業者)

- ・当発電所では年間約8万トンの木材を使用する計画となっている。山梨県を中心として、年間8万トンの木材を調達し続ける見込みである。

(委員)

- ・いずれ山にそのような木がなくなってしまうたら、その後はどのようになり、どこまで事業が続けられるのが心配である。また、壊した家屋の廃材を引き受けることがあるのか、あるいは、途中から視点が変わってきて、木質以外の全く別の残さを受け入れることがあるのか。

(事業者)

- ・事業者としては、日本国内の森林資源の保存量は、毎年増え続けている状況である。今回のような規模の発電施設は、国内に何十カ所とあり、それらの発電施設が年間何万トンという燃料を長期間使用しているが、それでも国内の森林資源は木の成長とともに、増え続けている。また、我々が使用する燃料の大半は、山林を伐採することによって出てくるが、資源循環という観点から植林をすることで将来的に山に緑が戻ってくるという考えで、燃料の調達をしている。また、木質チップ以外の燃料を将来的に使用するのではないかと懸念されている点については、我々は国から認定を受けて発電事業を行っており、認定の際に登録した燃料以外は使用することができない仕組みとなっており、家屋の廃材などを使用するという計画はない。

(委員)

- ・建設予定地の北側は、甲斐市の油田とまでは言わないが、明治時代は山林から出てきた収益で地域のことを賄っていたので、是非ともそこが活性化されるような形になればいいと思う。

(議長)

- ・バイオマス発電に使う木材は、林業の施業の中で間伐をしなくてはならなくて、いい木を育てるために切った間伐材を使用すると理解していたが、先ほどの説明からすると、林業施策の全体の中で成木になったものも切って、また植林するということも含めた資源量を見込んでいるということか。

(事業者)

- ・先ほど説明した国内の保存量というのは、使用されていくしっかりと手入れされて成長した成木も含んだ数字でお伝えをしてしまったが、ここで使用する木材は間伐材を主としている。

(議長)

- ・間伐材を施業するのは事業者がやるのではなくて、一般的な林業の方がやるということか。

(事業者)

- ・そうである。地域に根付いている林業専業会社又は森林組合と協力をして、間伐材を買い取らせてもらい、少しでも林業をされている方々の収益に繋がればと思っている。

(議長)

- ・今よりも積極的に荒廃しないような施業をしていかななくてはならないことを前提としているということか。その辺の見込みは甲斐市では十分あるということか。

(事業者)

- ・そのように考えていて、立地を決めさせていただいている。

(委員)

- ・一番の問題は、過去に県が明野地域に廃棄物処理場を作って、結局材料確保が困難になって、途中で廃業してしまった例もある。山梨は山が多い県で、県有林が森林面積の7割を占めている。私も林業に関わっているので、荒廃をして管理したり伐採したりする人がいなくて困っている状況を知っている。なので、甲斐市だけで考えるのではなく、山梨県全体で考えて他市町村と連携をすれば、材料確保はできると思う。材料の供給と森林を守り、整備していくことを連携していけば、甲斐市が先進的なバイオマス産業のモデルになると思うので、そういう点も考えてやってもらいたい。

(議長)

- ・今までの質問は景観と関係ない内容ではあったが、景観基準を越えた施設を認めるという上では、甲斐市や山梨県の為になる公共事業なので、やむを得ないという判断ができると思うので、この事業の重要性が見られた内容だったと思う。
- ・他に、景観に関することはいかがか。

(委員)

- ・資料に他事業所のイメージ図があるが、1つ心配なのは、この地域は農業振興地域でその中にパイプや鉄骨が立体的に建ち、異様な建物がそびえ立つのはいかがなものか。
- ・稼働すると煙や蒸気が出ると思うが、その辺の確認をしたい。

(事業者)

- ・施設の構造的な話だと思うが、従来の施設は弊社のコーポレートカラーである緑色の鉄骨を使用していたが、今回の事業では非常に優れた景観地域ということで、周辺の景観に配慮させていただく中で、なるべく馴染むようにマンセル値N4の少し濃い灰色を採用させていただいた。周辺から見える立体的な配管や設備などについては、発電施設の都合上必要不可欠なものであるため、ご了承いただきたい。
- ・煙に関しては、この施設から出る煙は、煙突から大気中に拡散されるが、不完全燃焼された白煙や黒煙は一切発生しない。高温での燃焼や十分な燃焼時間の確保で、設備内の木質バイオマス燃料は、完全燃焼するので白い煙は出ない設備となっている。一方で、木質燃料には一定量の水分が含まれているので、これらの水分は煙突から放出されるが、季節によっては水分が可視化される場合もある。また、ファンのついた冷却塔があるが、所内で使用される用水を冷却するための施設であり、冬などの寒い時期は水蒸気が可視化される状況も想定している。

(委員)

- ・色についてだが、落ち着いた色がいいと思うが、今回の資料にある色では正確性に欠けるということで色見本を回覧してもらったが、その方が分かりにくいと思った。資料の黄色の見え方からすると、しっとりとした色で努力していただいたのかなと思う。また、茶系も木の肌と同じような色が好ましいと言われており、今回は少し濃い茶系かと思うが、配慮していただいていると思う。
- ・資料で現地の写真を複数枚用意してもらっていてイメージしやすいが、写真からも分かる通り今回の発電所だけでなく、茅ヶ岳山麓一帯が送電線などの鉄塔や建物がたくさん増えてきている。今後、色々な工作物が出てくるのではないかと想像できるので、現状でもこれだけたくさんの鉄塔があるので、市には全体的な計画の中で今後のことも含めて、長期的な展望の中で配慮してもらえたらと思う。
- ・言葉で1つ確認をしたいが、資料にNO_xと記載があるが、窒素の値のことか。

(事業者)

- ・そうである。窒素酸化物の総称である。

(議長)

- ・資料にある他事業所の事例で使用されている鉄骨の緑色を、N4に変更していただいております、N4の色は大体瓦屋根くらいのイメージである。大部分のところはN7で、去年審議をした東京電力の鉄塔と同じ色になっている。チップ倉庫は面としては大きいですが、茶色で資料では赤っぽく出すぎてしまっているが、色見本を回したようにもっと茶色味の少ない焦げ茶色で黒に近い色になる。また、黄色も彩度と言って色味の強さを落としてもらっているので、かなり配慮してもらっていると思う。

(委員)

- ・景観については、資料にたくさんの写真を入れてもらっているので、富士山や八ヶ岳、南アルプスに特に影響はないと思った。全く問題ないと思う。

(委員)

- ・太陽光発電は環境の為にいいと言われていたが、太陽の光で反射して遠くから異様に見えるが、この発電所にそのようなことはあるのか。

(事業者)

- ・今までこの地域になかった施設なので、反射がゼロになるということは回答できないが、N7の部分

は内部で火を焚いているところの保温材をカバーしている板金の部分であり、当初は新品であるので車のボディと同じように製造過程で光沢は出てくると考えている。雨風である程度風化する中で、今まで我々が手掛けてきた発電所でも徐々に光沢はなくなっているという実績も含めて、光沢も抑えられたものになると考えている。

(委員)

- ・施設自体は色や形に配慮していると思うが、ここは田園地域なので、ぽつんとそこに立体物があるのは不自然だと思う。周辺の景観と同化することを考えると、資料の他事業所の写真で周りに木が植えてあるようにワンクッション置けるようなものを置くか、山梨県としても先進的にこの発電所が造られると思うので、見学者も訪れてみたくなるように周りに桜などの木を植えて、市民も訪れてこういうものがあるんだと広げていくことができれば、PRになると思う。田園と発電所の融和のアクションが必要だと思うので、提案として検討していただきたい。

(環境課)

- ・植栽について、まず発電所の東側は崖地から川になっていて、この辺はそのまま残すような形になるので、木はあるような状況である。南側や西側は公園用地となり所管課が異なるので、この辺の植栽についてはいただいた意見を持ち帰って担当に伝え、市として景観に配慮するような形を検討して参りたい。

(委員)

- ・用地造成はもう進んでいると思うが、これだけ広い場所なので、通常であれば埋蔵文化財について事前に協議がされていると思うが、既に文化財の担当と協議をして、解決済みということでもいいのか。

(環境課)

- ・そのとおりである。

(議長)

- ・まとめに入りたいと思う。やむを得ないという理由は4点あると考えられ、1つ目は公共性が高いものであるということ。2つ目は高さ制限を越えているが、努力により高さを下げられるかという点で、機能を維持するためにはこの高さは必要なもので下げることは不可能であるということ。3つ目は景観への影響をできるだけ抑えられるように配慮するという点で、色彩について、手摺の黄色はJIS規定により少し目立つ色になってしまうと思うが、できる限りの範囲で抑えて配慮していただいているということ。4つ目は今のところ何もない田園景観の中にこれだけの大規模なものができるという点で、景観影響が全くないというわけではないが、主要な眺望場所から見た場合の景観阻害は、それほど著しくはないということ。視点場を定めて、そこからの景観を守るということがしっかり決まっていれば、それに対して良し悪しを言うことはできるが、どこからでも見えるものに対してダメということは言えない。なので、今回は主要な眺望場所から富士山などの主要な対象に対して阻害があるかということを検討しなければならず、その点については、それほど著しく景観を阻害しているとは言い難い。
- ・以上の4点から考えて、次のように答申をしたいと思う。本諮問案件は景観形成基準に適合しない建築物及び工作物の建設であり、甲斐市景観条例第18条第1項の規定に基づき審議した結果、やむを得ないものと考え、協議申請書の内容のとおり承認してもいいという意見を市長に答申したいと思うが、いかがか。

【異議なしの声】

- ・ありがとうございます。異議なしということで、本諮問案件はやむを得ないものと考え、協議申請書の内容のとおり承認してもいいという答申をさせていただきたい。
- ・本件は諮問案件なので、審議会の結果を市長に答申することとなっているが、答申内容及び答申書の

提出について、私にご一任いただけるようであれば、事務局と調整して後日提出させていただきたい。また、委員の皆様には答申をさせていただいた後、答申書の写しを会議録と合わせて後日報告させていただきたいが、いかがか。

【異議なしの声】

- ・ありがとうございます。それでは、ここで案件(1)についての審議は終了となるので、事務局以外の説明者の皆さんは退室をお願いします。

(議長)

- ・では、案件(2)の景観重要樹木の指定における進捗状況について事務局から報告をお願いします。

(説明：事務局)

●景観重要樹木の指定における進捗状況について報告

(議長)

- ・継続案件で審議してきたもので、今日は中間報告で引き続きどういう風に指定していけば、市民の方々に樹木を大事にしていこうという意識が生まれるのかという方法を検討して、次回方向性を示したいという内容であった。質問はいかがか。

(委員)

- ・以前に信玄堤のケヤキ林を視察してここはいいねという話になったが、対岸の南アルプスの方は釜無川の水害を防ぐために地域の人が一生懸命植えた松が、景観重要樹木になっている。なので、反対のこちら側も信玄堤のケヤキ林も水害を防ぐという点において、市民にも県民にも一番納得いくところだと思う。管理や土地所有の問題があるのでなかなか進まないということだったが、その中でも指定しやすいようなはっきりと市の所有だという区分があると思うので、1つでもいいからまずそこを指定していくのが今後市民に対してアピールできることかなと思う。その辺の調査も引き続き検討していただきたい。

(委員)

- ・調査を行った結果を見て1つ欠点があると思い、市民全体に行き渡らないのではないかなと思う。毎月25日に市の広報と一緒に区長が集まる会長会があるので、そこで重要案件として取り上げてもらうような方法を取れば、もう少し徹底できると思うがいかがか。

(事務局)

- ・各自治会の会議を通じて各世帯に回覧するなどいくつかの手法があると思うので、その点も含める中で、今後どのような方法を取るのが市民の皆様のご意見を伺えるのかということも検討しながら、引き続き進めていきたい。

(議長)

- ・他はいかがか。甲斐市は大きな樹木がないと思っていたが、調べていただくと良い樹木が何本かあるので、是非お時間があれば見ていただき、次回この樹木が良さそうだとご意見をいただければと思う。
- ・以上で2つの案件が終了となるので、進行を事務局にお返しする。委員の皆様には、スムーズな進行にご協力いただき、感謝申し上げます。

8. その他

(事務局)

- ・事務局から1点お伝えする。次回の審議会開催については、本年7月頃の開催を予定している。冒頭会長から審議会の活性化という話もあったが、来年度は3回程度開催させていただく予定である。内容としては、令和3年度中に提出がされた景観計画に基づく事前協議や届出の状況についてのご報告

や、本日報告案件の景観重要樹木などについて審議していただきたい。日時が決まったところで、改めて通知にて案内をさせていただく。

9. 閉会

- 最後に挨拶を交わして閉会